

1	計画の推進体制	87
2	計画の普及啓発と実践	89



## 1 計画の推進体制

この計画は、市民、地域団体、NPOやボランティア団体、サービス提供事業者、民間企業、商店、泉南市社会福祉協議会及び市が連携し、着実に推進していきます。

### (1) 市民、関係団体・機関等との連携

地域福祉活動の主役は、地域に暮らす市民です。さまざまな福祉ニーズに対応するとともに、地域に根ざしたきめ細やかな支えあいやふれあいの活動を進めていくためには、行政の取り組みだけでは不十分です。

そのため、市民をはじめ障害のある人などの当事者団体、区・自治会等地域団体、民生委員児童委員協議会、NPOやボランティア団体等関係団体、サービス提供事業者、医療施設、民間企業、商店、警察等さまざまな機関との連携のもとに、既存組織の活用や新たなネットワークの構築等により効率的・効果的に推進します。

### (2) 庁内推進体制

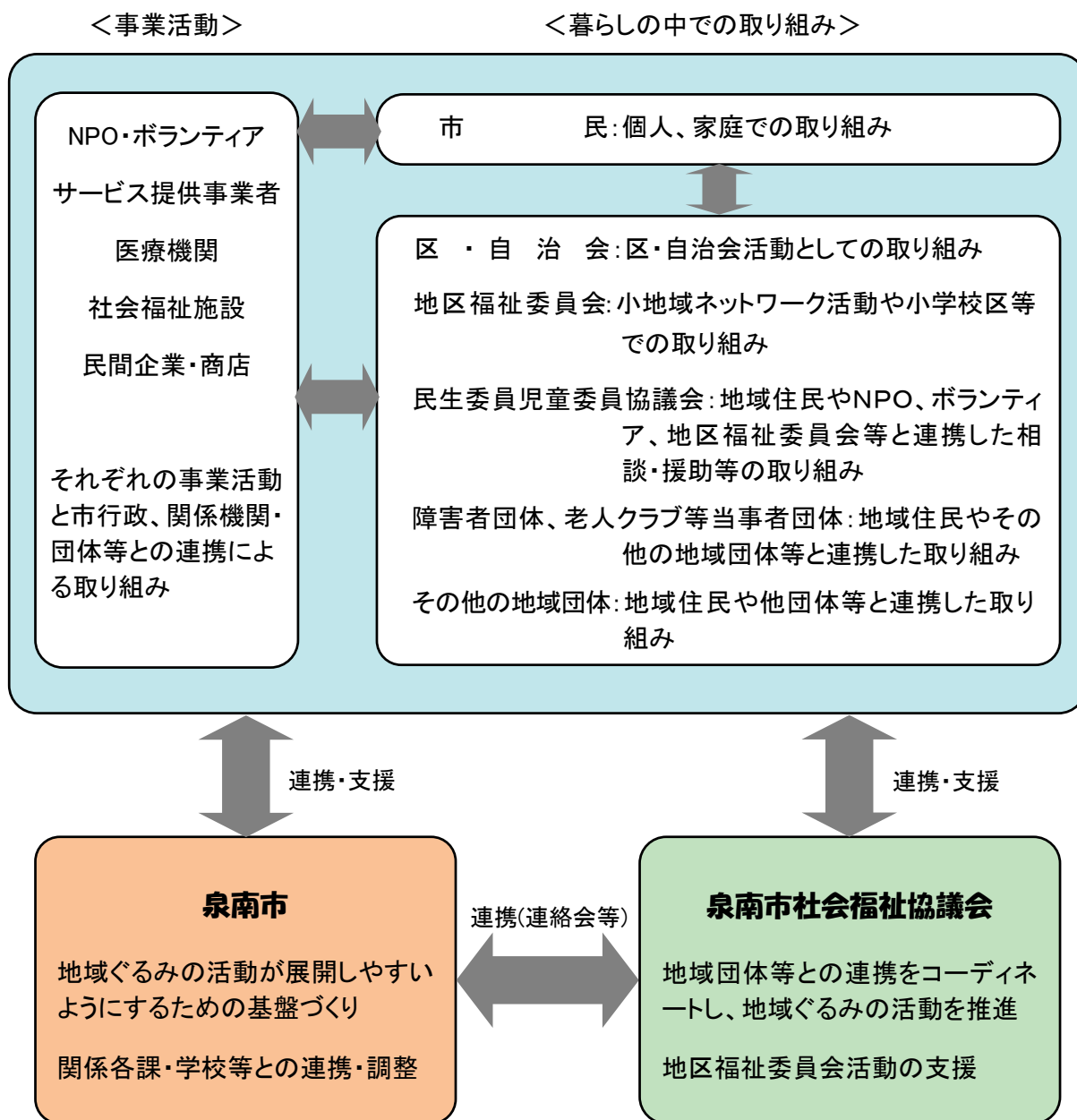
地域福祉に関する事業の実施状況の点検・評価・改善へと結びつけていくため、庁内関係各課による庁内推進体制づくりを進めます。

また、だれもがわかりやすい達成目標や成果を計るための指標づくり等、市民と行政との協働評価の仕組みを検討します。

### (3) 泉南市社会福祉協議会との連携

泉南市社会福祉協議会が策定した「泉南市地域福祉活動計画」は、「泉南市地域福祉計画」と連動する大変重要な計画であり、市行政と泉南市社会福祉協議会と密接に連携して地域福祉を推進していきます。

■計画の推進体制



## 2 計画の普及啓発と実践

計画を市民のものとするため、概要版やこの計画書を主要施設へ配布するとともに、広報やホームページ等を通じて周知を図ります。

また、地区福祉委員会等地域活動団体には、泉南市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と併せて周知を図るとともに、具体的な活動事例等情報の提供や共有化を図ります。

なお、地区福祉委員会をはじめ、地域における活動は様々であり、抱える課題も一様ではありません。そのため、地区福祉委員会や区・自治会等地域団体においては、地域の実情にあった具体的な行動計画を立てて実践していくことが望まれます。具体的な行動計画を立てるに際しては、泉南市社会福祉協議会と連携して情報提供や相談・助言等支援に努めます。